

釧路市地区会館利用料金表

R 8. 8. 1時点

会館名	区分	設定時間	大広間132.03㎡		大広間(半面)		和室(7.5畳)		設定時間	全館(葬儀)		ガス使用	営利目的
			利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料		利用料	暖房料		
旭	標準	4H	2,000	420	1,000	210	500	210	1日	13,125	4,200		
		超1H	600	100	300	100	500	100	超1日	13,125	4,200		
		備考											
		・橋北東部連合町内会内の老人クラブの利用は5割減免。 ・運営委員会、市など公共団体の主催する行事、橋北東部連合町内会内の子ども会等に使用する場合は免除。 ・暖房料は10月～5月の間で利用した時に徴収。											

会館名	区分	設定時間	集会室A(全室利用) 95.96㎡		集会室B(集会室Aの半室)		集会室C 18.08㎡		集会室D 16.66㎡		遊戯室 134.98㎡		遊戯室(半面利用)	
			利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料
共栄ふれあいセンター	大規模	2H	2,000	800	1,000	600	1,000	600	1,000	600	1,200	600	600	300
		超1H	1,000	400	500	300	500	300	500	300	600	300	300	150
		営利目的	備考											
		5割増	・暖房期間は11月～4月。・カラオケ(サークル)1時間100円、(一般)1時間100円 ・ガス利用2H:1,000円、超1H:500円。卓球台利用400円(1台あたり) ・運動器具(8種類)※運動器具のみ利用の場合1回100円 ・運営協議会、市など行政機関の行事、会議、その他運営協議会が特に認めた場合は免除 ・本会加盟町内会の老人クラブ、子供会等の行事は減免(全部屋一律800円、暖房料は400円)											

会館名	区分	設定時間	A室(9畳×2・通し)		B室(6畳×1室)		C室(9畳×1室)		D室(13.5畳)		E室(8畳1室)		F室48.60㎡	
			利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料
鉄中 北央	大規模	1H	590	240	190	60	290	60	420	120	250	60	640	290
						同タイプ全3室								
		設定時間	G室116.64㎡		C・D室(22.5畳)		設定時間	全館(葬儀)		営利目的	備考			
			利用料	暖房料	利用料	暖房料		利用料	暖房料					
		1H	1,320	360	600	180	2日	20,000	10,800	2割増	・暖房料10月～5月。 ・老人クラブは全額、又は半額免除。 ・和室(9畳)3室の内2室は通し利用の料金規定			
						超1日	16,800	5,400						

会館名	区分	設定時間	大広間96.39㎡		和室1号(14畳)		和室2号(12畳)		和室3号(8畳)		設定時間	全館(葬儀)	
			利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料		利用料	暖房料
若 草	標準	4H	1,260	840	730	520	730	520	730	520	2日間	31,500	5,250
		超1H	310	210	210	100	210	100	210	100	1日間	15,750	2,630
		増築棟に和室(4.5畳・6畳)、洋室10畳の計3室有り、料金規定は無し。(和室の料金を準用)※一律一部屋730円				ガス使用	営利目的	備考					
						840円	5割増	・暖房料は10月～5月。 ・放送設備1回100円 ・カラオケ4時間800円 ・運営委員会の会合・行事、その他運営委員会で特に認めたもの(生活困窮者等)が使用する場合は免除。					

会館名	区分	設定時間	大広間109.35		和室(15畳)		和室(10畳)		和室(10畳×2)		和室(10畳)	
			利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料
新 橋	標準	2H	2,160	540	1,080	110	760	110	1,080	220	760	110
		3H	2,810	810	1,300	250	980	170	1,300	330	1,080	170
		4H	3,780	1,080	1,620	330	1,300	220	1,620	440	1,410	220
		超1H	330	110	330	110	330	110	330	110	330	110
		設定時間	全館(葬儀)		ガス使用	営利目的	備考					
			利用料	暖房料								
		2日	27,000	8,640	5割増		・暖房料は10月～5月。 ※なお葬儀で上記以外の期間に暖房利用の場合は1日につき2,160円。 ・運営委員会の主催する行事・会議等、市など公共団体の主催する行事・会議等、会則に規定する10町内会の老人クラブの会合・行事(月1回)、その他運営委員会が特に認めた場合は免除。					
		1日	16,200	4,320								

釧路市地区会館利用料金表

R 8. 8. 1時点

会館名	区分	設定時間	大広間116.64㎡		大広間(半室)		和室(8畳)		和室(10畳)		和室(10畳×2)	
			利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料
愛国東	標準	4H	3,150	1,050	1,570	530	1,050	210	1,260	210	1,780	210
		超1H	310		210		210		210		210	
								同タイプ全2室				
		設定時間	全館(葬儀)		ガス使用	営利目的	備考					
			利用料	暖房料								
		2日	26,250	8,400	10割増	・市の主催する行事・会合、その他運営委員会が特に認めたものは一部若しくは全額免除。						
		1日	15,750	4,200								

会館名	区分	設定時間	大広間142.56㎡		大広間(半室)		洋室(10畳)		和室(10畳×2)		和室(10畳)		全館	
			利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料
豊川	標準	4H	2,420	630	1,210	420	630	310	1,200	420	600	310	3,780	1,360
		超1H	600	260	310	150	160	100	300	150	150	100	940	520
	カラオケ利用	2H	2,000	0	カラオケ利用は暖房料、ガス、カラオケ料込み									
		超2H	2,000	0										
	標準	設定時間	全館(葬儀)		ガス使用	営利目的	備考							
			利用料	暖房料										
		2日	48,400	8,400		5割増	・暖房料は10月～5月。ただし期間以外で利用した場合も徴収。 ・葬儀以外の休館日使用5,000円加算。 ・会館運営委員会使用の場合は無料。							
		超1日	24,200	2,100										

会館名	区分	設定時間	全館		大広間134.46㎡		大広間(半室)		和室1号(8畳)		和室2号(10畳)		(1号+2号)	
			利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料
愛国	標準	4H	4,410	1,660	2,210	660	15人以下 670 以上 1,110	330	560	230	670	280	990	500
		超1H	880	420	450	170	15人以下 120 以上 230	90	120	70	120	80	230	140
		設定時間	和室3号(10畳)		設定時間	全館(葬儀)			大広間全室(法事)			大広間半室(法事)		
			利用料	暖房料		利用料	暖房料	厨房料	利用料	暖房料	厨房料	利用料	暖房料	厨房料
		4H	670	280	葬儀2日 (初日12時～)	27,540	冬8,820 夏4,410	2,210						
		超1H	120	80	仮通夜	13,770	冬4,410 夏2,210	1,110						
					1日				4,410	冬3,310 夏1,660	1,110	2,210	冬1,660 夏1,110	1,110
		ガス使用		営利目的	備考									
		煮物2H以内450円 (1H増す毎)230円 茶の湯程度120円		5割増	・暖房料は10月～5月。 ・マイク使用料560円 ・電気器具持ち込み料560円 ・運営委員会の主催する行事・会議等、公共団体等の主催する行事・会議等に使用する場合、及びその他会長が特に認めた場合は減免。									

会館名	区分	設定時間	大広間105.71㎡		大広間(半室)		和室(10畳)		和室(8畳)		8畳・10畳		10畳2室	
			利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料
芦 野	標準	2H	1,550	500			750	100	650	100	900	150	1,050	200
		超1H	500	250			300	50	300	50	400	100	400	100
							同タイプ全3室							
		設定時間	全館		設定時間	全館(葬儀)		炊事場 (厨房)	営利目的	備考				
			利用料	暖房料		利用料	暖房料							
		2H	2,600	1,050	2日	31,500	8,400	和室10畳 とのセット使用 2H750円 1H超300円	10割増	・カラオケ使用料、無料（機器が古いため作動は保証しない） ・暖房料は11月～5月（炊事場2H迄100円、超50円） ・運営委員会の主催する会議・行事は全額免除。 ・芦野地区内の高齢者・身体障がい者の諸活動に使用する場合は5割免除。 ・炊事場（厨房）のみを使用する場合は、和室10畳とのセット使用料金と同額とする。（ガス機器は使用不可）				
		超1H	1,050	500										

釧路市地区会館利用料金表

R 8. 8. 1時点

会館名	区分	設定時間	大広間102. 06㎡		和室(8畳)		和室(8畳2室)		和室(8畳3室)		和室(9畳)		全館	
			利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料	利用料	暖房料
文 苑	標準	4H	3, 240	1, 080	1, 400	420	1, 940	620	2, 160	860	1, 400	210	5, 400	2, 500
		超1H	700	240	310	100	420	150	460	200	310	50	1, 200	600
					同タイプ全3室									
		設定時間	全館(葬儀)		ガス使用	営利目的	備考							
			利用料	暖房料										
		1日	16, 200	7, 700	10割増 (暖房料も)		・マイク4時間540円 ・カラオケ使用料(マイク使用料含む)4時間1, 000円 ・暖房料は10月～5月。ただし期間以外に暖房利用した時も徴収。 ・運営委員会の主催する行事・会議等、町内会・老人クラブ・身障者の総会、その他 運営委員会が特に認めた場合は全額免除。 ・文苑地区老人クラブの日常の会議・会合等、身障者の日常の会議・会合等、その他 運営委員会が特に認めた場合は半額免除。 ・文苑地区町内会の各種サークル団体等で運営委員会が特に認めた場合は2割免除。							
		2日	32, 400	10, 300										
		3日	48, 540	15, 500										

会館名	区分	設定時間	大広間129. 60㎡			大広間(半室)			小会議室(14畳)			大会議室(17畳)			
			利用料	暖房料	ガス料	利用料	暖房料	ガス料	利用料	暖房料	ガス料	利用料	暖房料	ガス料	
美 原	大規模	4H	2, 000	1, 500	700	1, 200	1, 000	700	1, 000	500	700	1, 200	500	700	
		超1H	1, 000	600	300	600	400	300	500	200	300	600	200	300	
		設定時間	和室小(10畳)			和室小(14畳)			和室中(15畳)			和室中(18畳)			
			利用料	暖房料	ガス料	利用料	暖房料	ガス料	利用料	暖房料	ガス料	利用料	暖房料	ガス料	
		4H	600	500	700	1, 000	500	700	1, 000	500	700	1, 200	500	700	
		超1H	300	200	300	500	200	300	500	200	300	600	200	300	
		設定時間	和室全【小(14畳)＋中(18畳)】			設定時間	全館(葬儀)			設定時間	全館(葬儀以外)				
			利用料	暖房料	ガス料		利用料	暖房料	ガス料		利用料	暖房料	ガス料		
		4H	1, 800	1, 000	700	1日	20, 000	10000	2, 000	1日当たり	20, 000	10, 000	2, 000		
		超1H	900	400	300	2日	35, 000	10000	2, 000						
						3日	50, 000	10000	2, 000						
		営利目的	備考												
		2割増	・放送施設1回500円。 ・暖房料は10月～5月。 ・会館使用予約日の前日夕方以降に取消した場合2分の1減免。 ・美原老人クラブが主催する会合行事に使用（9時～17時）する場合、暖房、ガス、マイク設備を除く料金の2分の1減免。但し、4時間を超える料金については減免しない。 ・美原地区内町内会が組織する青少年部、又は子ども会が行う行事（会議は除く）について、暖房、ガス、マイク設備を除く料金の2分の1減免。但し、4時間を超える料金については減免しない。 ・美原地区に居住する身体障がい者の会合、行事については、暖房、ガス、マイク設備を除く料金の2分の1を減免。但し、4時間を超える料金については減免しない。 ・その他運営委員会で特に認めた場合は一部免除。												